（様式第１号の３）

移住支援金の交付申請に関する誓約書

　移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

誓約事項

１　移住支援事業に関する報告及び立入調査について、長野県又は富士見町から求められた場合には、これに応じます。

２　富士見町就業・創業移住支援事業交付要綱に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額を返還します。

(1) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けたことが明らかになった場合

交付を受けた移住支援金の全額に相当する額

(2) 移住支援金の交付申請日から、町外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、３年に満たない場合　交付を受けた移住支援金の全額に相当する額

(3) 創業支援金の交付決定を取り消された場合　交付を受けた移住支援金の全額に相当する額

(4) 移住支援金の交付申請日から、長野県外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす

職を辞した日までの期間が、３年以上５年以内である場合　交付を受けた移住支援金

の半額に相当する額

　　　　　年　　月　　日

　富士見町長　殿

申請者住所

氏名